

未請求対策の実施状況報告書の概要

平成19年12月27日

企業年金連合会

I 受給開始年齢以後裁定を行っていない者（以下「未請求者」という。）の状況

1. 平成19年3月末時点の未請求者の状況

(1) 平成19年3月末時点の未請求者

平成19年3月末時点で裁定請求を行っていない者	1,241,801人 (1,477,345件)
-------------------------	----------------------------

(2) 今回の対策により未請求者でなくなった者

平成19年11月までに裁定された者	128,599人 (150,515件)
平成19年11月までに死亡の連絡があった者	1,072人 (1,250件)
平成19年11月までに再加入・中脱取消、解散前死亡等により、連合会年金の支給対象外となった者	246人 (274件)
平成19年11月までに支給開始年齢に達していないこと（60歳未満であること）が判明し、未請求者ではなくなった者	12人 (14件)
計	129,929人 (152,053件)

(注1) 平成19年3月末時点の未請求者に係る年金額及びその受給開始年齢からの累積額は次のとおり減少したものと推計される。

年金額 3月末 480億円 → 11月末 390億円(△90億円)

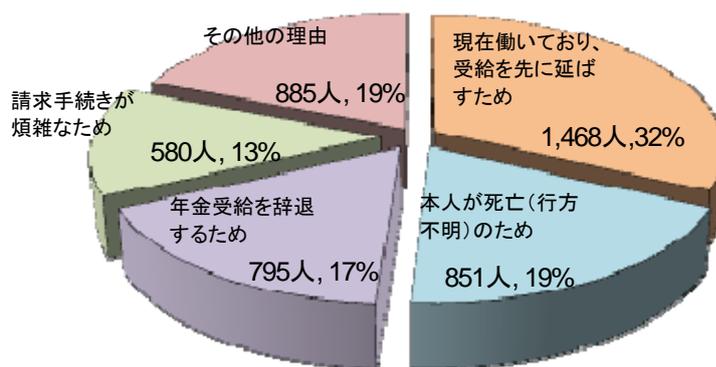
年金の累積額 3月末 1,544億円 → 11月末 1,364億円(△180億円)

(注2) 平成19年3月末時点で住所情報がない者65.8万人(78.9万件)は、平成19年11月末時点で2.4万人(2.9万件)減少している。

(注3) 人数は、中途脱退者について受給者1人が平均1.2件の記録を保有しているため、記録の総件数を1.2で除して推計しており、解散基金加入員について受給者1人が平均1.01件の記録を保有しているため、記録の総件数を1.01で除して推計している。

2. 未請求の理由（アンケート調査結果）

○以前裁定請求書を送ったが請求を行っていない者に裁定請求書の再送付をした際に、請求を行わない理由の回答を求めた（10月～11月に64,689人に送付し、平成19年12月10日時点、4,557人から回答）。



*その他の理由で主なもの

1. 加入期間が短い（年金が少額）ため	228人
2. 遺族年金・障害年金を受給しているため	86人
3. 加入員証等を紛失してしまったため	77人
4. 既に請求の手続きを済ませたため	58人
5. 請求するのを忘れていたため	50人

(注) 未請求者のうち、中途脱退者の平均年金額は1件当たり約1.9万円である。

Ⅱ 未請求者解消のため緊急対策として講じた措置

1. 広報の徹底

新聞広告（全国紙6紙に2回、地方紙6紙に1回）、ポスター（約1.9万部配布）、チラシ（約60万部配布）、ラジオCM（10月に1ヶ月間）、テレビCM（11月～12月に計8回）。

2. 相談体制の充実

- ①専用フリーダイヤルの設置（最大200人体制）。文書相談、既存のコールセンター、来訪相談体制の充実。
- ②12月16日現在、24,646人に裁定請求書を送付。10,107人（60歳未満の者）の住所を変更。

3. 裁定請求書の再送付

以前裁定請求書を送ったが請求を行っていない者に裁定請求書を再送付（10月～12月に計約9.3万人へ送付。20年3月までに全員に送付。）。

4. 中途脱退者等の「承継通知書」へのパンフレットの同封

はがきから封書に改め、パンフレットを同封。

5. 旧居住地市町村に対する住民票による照会（サンプル調査）

住民票により転居先の住所を把握する方法や効果を確認するためのサンプル調査を実施。

6. 業務改革委員会の設置

未請求問題等の諮問機関として業務改革委員会を設置（12月27日答申書を取りまとめ）。

Ⅲ 今後の年金の確実な支給に向けた取り組み

1. 中途脱退者等の「承継通知書」の改善

20年度より、様式変更（住所・氏名変更届の必要性明記）と変更届の添付。

2. 連合会ホームページの改善

インターネットを通じた受給資格の確認と変更届を可能にする（20年9月実施予定）。

3. 中途脱退者等に対する記録の提供

21年度より、例えば55歳到達時に年金記録の内容、請求手続きを通知。

4. 国の記録と突き合わせる場合の条件の緩和

現行の突き合せ4基準（基礎年金番号、氏名、生年月日、性別）を緩和した場合の事務処理方法について検討を行い、20年度中に実施予定。

5. 社会保険庁からの住所情報の提供

- ① 20年度に社会保険庁からの住所情報の提供を受けた際に、必要となるシステム開発を行う。
- ② 23年度に社会保険庁のシステムと住民基本台帳ネットワークが連携した際には、連合会においても必要な対応を行う。